

島根県ひとり親家庭等 日常生活支援事業

ひとり親家庭の方に、家事や育児の世話をを行う家庭生活支援員を派遣します。

◆ 派遣を受けることができる場合

① 一時的な生活援助、保育サービスが必要な家庭

- ・ 自立支援に必要な事由 ⇒ 技能習得のための通学・就職活動等
- ・ 社会通念上必要な事由 ⇒ 疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、災害、転勤、
学校等の公的行事の参加等



② 生活環境が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭 (ひとり親家庭等になって間がないなど)

◆ 支援の内容 (次のような仕事を依頼できます)

子供の世話、食事の支度、掃除・洗濯・買い物など、その他必要な仕事

◆ 利用料 利用は無料です。

◆ 登録 登録制です。

登録の際は、児童扶養手当の写し等を提出していただきます。

〈お問い合わせ先〉

一般財団法人 島根県母子寡婦福祉連合会

〒690-0011 松江市東津田 1741-3

TEL 0852-32-5920

